

板橋区医療的ケア児(者)に対応した短期入所事業所支援補助金交付要綱
(令和8年3月23日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する短期入所を実施する事業所（以下「事業所」という。）のうち、板橋区の区域内にある事業所の運営に要する経費の一部を補助することにより、短期入所事業所における医療的ケアが必要な障がい者及び障がい児の受入れを促進し、もって障がい者及び障がい児並びにその家族に対する福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助対象事業所)

第2条 この補助金の交付を受けることができる事業所は、板橋区内の事業所のうち、社会福祉法（昭和26年法律第45条）第22条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般財団法人（公益財団法人を含む。）若しくは一般社団法人（公益社団法人を含む。）又は医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人（以下これらを総称して「運営法人」という。）が運営し、板橋区長（以下「区長」という。）が補助金の交付を必要と認めた事業所とする。ただし、板橋区立の事業所は除く。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 この補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に該当する事業所の運営に要する経費のうち別表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金と補助対象経費の全部又は一部を一にする他の補助金等の交付を受けている場合で、当該他の補助金等とこの要綱による補助金の交付額との合計額がこの要綱による補助対象経費の額を超えるときは、その超える額に相当する額をこの要綱による補助金の交付額から減額するものとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業所は、補助金交付申請書（別記第1号様式）に、関係書類を添えて、別に指定する期日までに、区長に申請しなければならない。

(交付の決定等)

第5条 区長は、前条の規定による申請があったときは、書類審査及び必要に応じて行う実地検査等により、補助金を交付することが適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。なお、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更又は廃止)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後、事情の変更により決定を受けた申請の内容を変更又は廃止しようとする場合は、補助金変更交付申請書（別記第4号様式）又は補助事業廃止申請書（別記第5号様式）に関係書類を添えて区長に申請するものとする。

(変更交付又は廃止の決定)

第7条 区長は、前条の規定による変更の申請があったときは、同条に定める変更交付申請書及び関係書類により内容を審査し、補助金を変更交付することが適当と認め

たときは補助金の変更交付決定を行い、補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により補助事業者へ通知するものとする。なお、補助金を変更交付することが適当でないと認めたときは、補助金変更不交付決定通知書（別記第7号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

2 区長は、前条の規定による廃止の申請があった場合において、事業廃止が適当と認めたときは、補助事業廃止承認書（別記第8号様式）により補助事業者へ通知するものとする。この場合において、当該補助事業の廃止に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは期限を定めて返還を命じるものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 区長は、この補助の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この補助の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの補助の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（承認事項）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（事故報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となったときには、速やかにその理由及び状況を、書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（遂行命令及び遂行の一時停止命令）

第11条 区長は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による書類及び施設の実地調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じなければならない。

2 補助事業者が、前項の命令に違反したときは補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者が補助金の支払いを受けようとするときは、請求書（別記第9号様式）に関係書類を添えて、四半期ごと別に指定する期日までに区長に対し請求しなければならない。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、補助金を交付する。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに実績報告書（別記第10号様式）を、区長に提出しなければならない。この場合において、第9条第2号の規定により中止又は廃止の承認を受けたときも同様とする。

（補助金の確定）

第14条 前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（別記第11号様式）により通知する。

（是正のための措置）

第15条 区長は、前条の規定による調査等の結果、補助事業の成果がこの交付の決定

の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

(決定の取消し)

第16条 区長は、次に掲げる各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき
- (4) 事業の実施内容に不備があると認められたとき。
- (5) 法令に基づく指導を受けてなお改善がなされていないと認められたとき。

2 前項の規定は、第12条の規定により補助金の額が確定した後においても適用があるものとする。

3 第5条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第17条 区長は、第6条又は前条の規定によりこの交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずる。

2 区長は、第12条の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した後において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、別記第11号様式により、期限を定めて、その差額の返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第18条 区長は、第16条第1項の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 区長は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じた場合において、交付決定者が、これを納期日までに納付しなかったときは、交付決定者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第19条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで、順次さかのぼり、それぞれ受領の日において、受領したものとする。

2 前条第1項の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第20条 第18条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（他の補助金等の一時停止等）

第 21 条 区長は、補助事業者に対し、補助金の返還を命じ補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺することができる。

（帳簿等の整備保管）

第 22 条 補助事業者は、運営法人会計基準により必要な帳簿類のほか、施設ごとに次の帳簿等を整備しておかなければならない。

（１）利用者の処遇に関する帳簿

利用者名簿、処遇（事業）日誌、利用者出席簿、工賃支給表等

（２）管理・会計に関する帳簿

事業計画書、職員名簿、出勤簿、給与支給台帳、予算書及び決算書、現金出納簿、証票書類、備品関係台帳

（３）その他必要な帳簿等

2 補助事業者は、前項の規定により作成された関係書類を、当該事業の属する会計年度終了後５年間整理保管しなければならない。

（その他）

第 23 条 この要綱に定めのない事項については、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和 42 年板橋区規則第 3 号）によるほか、福祉部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表

補助対象経費	対象者	上限額 (千円)
人件費	看護師	6,800
職員給与(諸手当、超過勤務含む)、法定福利費、福利厚生費等	喀痰吸引等の業務を行う事業者として登録を受けた事業者の認定特定行為業務従事者又は介護福祉士	5,100

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

法人名
代表者名
事業所の所在地

事業所名
電話番号

板橋区医療的ケア児(者)に対応した短期入所事業所支援補助金交付申請書

年度板橋区医療的ケア児(者)に対応した短期入所事業所支援補助金として、次の金額を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

申請額 金 円

（申請関係書類）

- 1 所要額調書
- 2 添付書類

法人名
代表者名
事業所の所在地

事業所名

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区医療的ケア児(者)に対応した短期入所事業所支援補助金を、下記により交付する。

年 月 日

板橋区長

記

1 交付金額 金 円
(内 訳)

① 看護師	
② 喀痰吸引等の業務を行う事業者として登録を受けた事業者の認定特定行為業務従事者又は介護福祉士	
合 計	円

※1,000 円未満切り捨て

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請記載の事業以外に使用しないこと。
- (2) 年度終了後、速やかに実績報告書を提出すること。
- (3) 板橋区医療的ケア児(者)に対応した短期入所事業所支援補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかを違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

3 申請の取り下げ

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に申請を取り下げることができる。

第3号様式（第5条関係）

板 第 号

法 人 名
代表者名
事業所の所在地

事業所名

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区医療的ケア児(者)に対応した短期入所事業所支援補助金を、下記により不交付とする。

年 月 日

板橋区長

記

1 不交付決定の理由

2 補助却下（停止）日

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

法 人 名
代表者名
事業所の所在地

事業所名
電話番号

補助金変更交付申請書

年度板橋区医療的ケア児(者)に対応した短期入所事業所支援補助金として、次の金額を変更交付されたく、関係書類を添えて申請します。

変更申請額	金	円
既交付決定額	金	円
（内交付済額	金	円）
差引追加（減額）額	金	円

（申請関係書類）

- 1 所要額調書
- 2 変更内容
- 3 変更年月日
- 4 添付資料

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

法 人 名
代表者名
事業所の所在地

事業所名
電話番号

補助事業廃止申請書

板橋区板橋区医療的ケア児（者）に対応した短期入所事業所支援事業について、下記の理由により事業を廃止されたく申請します。

記

1 事業廃止理由

2 事業廃止年月日

法 人 名
代表者名
事業所の所在地

事業所名

補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで変更交付申請のあった 年度板橋区医療的ケア児
(者)に対応した短期入所事業所支援補助金を、下記により変更交付する。

年 月 日

板橋区長

記

1 変更交付金額 金 円
(内 訳)

① 看護師	変更前	変更後
② 喀痰吸引等の業務を行う事業者として登録を受けた事業者の認定特定行為業務従事者又は介護福祉士		
合 計		

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請記載の事業以外に使用しないこと。
- (2) 年度終了後、速やかに実績報告書を提出すること。
- (3) 板橋区医療的ケア児(者)に対応した短期入所事業所支援補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかを違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

3 申請の取り下げ

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に申請を取り下げることができる。

第7号様式（第7条関係）

板 第 号

法 人 名
代表者名
事業所の所在地

事業所名

補助金変更不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度板橋区医療的ケア児(者)に対応した短期入所事業所支援補助金を、下記により変更交付しない。

年 月 日

板橋区長

記

1 変更不交付決定の理由

第8号様式（第7条関係）

板 第 号

（宛先）板 橋 区 長

法 人 名
代表者名
事業所の所在地

事業所名

補助事業廃止承認書

年 月 日付けで申請のありました、板橋区医療的ケア児(者)に対応した短期入所事業所支援補助金について、下記のとおり事業の廃止を承認します。

年 月 日

板橋区長

記

1 承認年月日

2 承認内容

第9号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

法 人 名
代表者名
事業所の所在地

事業所名
電話番号

補助金交付請求書

請求金額	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、 年度板橋区医療的ケア児(者)に対応した短期入所事業所支援補助金として上記金額を請求いたします。

（請求内訳）

① 看護師(常勤)	円
② 看護師(非常勤)	円
③ 喀痰吸引等の業務を行う事業者として登録を受けた事業者の認定特定行為業務従事者又は介護福祉士(常勤)	円
④ 喀痰吸引等の業務を行う事業者として登録を受けた事業者の認定特定行為業務従事者又は介護福祉士(非常勤)	円

第 10 号様式（第 13 条関係）

年 月 日

（あて先）板橋区長

法人名
代表者名
事務所の所在地
事業所名

板橋区医療的ケア児(者)に対応した短期入所事業所支援補助金
実績報告書

年度板橋区医療的ケア児(者)に対応した短期入所事業所支援補助金に係
る事業実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 所要額調書
- 2 添付書類

第 11 号様式（第 14 条・第 17 条関係）

板 第 号

法 人 名
代表者名
事業所の所在地

事業所名

年 月 日

板橋区長

補助金確定通知書

年 月 日付け 板 第 号で交付決定した 年度
板橋区医療的ケア児(者)に対応した短期入所事業所支援補助金については、
下記のとおり確定する。

記

1 補助金確定額 金 円

2 返還金がある場合

板橋区医療的ケア児(者)に対応した短期入所事業所支援補助金交付要綱
第 17 条に基づき、年 月 日までに返還するよう命じる。

(1) 補助金確定額	円
(2) 既交付済額	円
(3) 返還額	円

注：これは、先に提出された 年度補助金に係る実績報告書について交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められたことにより通知するものである。